

パブリックコメント実施結果報告書

平成24年12月3日

担当課	鳥取力創造課
担当者	村上 隆史
連絡先	0857-26-7071

意見公募のテーマ： 寄付金税額控除の対象となるNPO法人を定める基準案について

①手段別意見応募件数 (意見件数を記入してください。応募者数は()書きしてください。)

(記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3 (1) と記載してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
3 (1)	1 (1)	17 (7)	()	()	21 (9)

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間については、2年間でよいと思う。 ・5年程度の時限条例とすべき。
既に盛り込み済み		
今後の検討課題	4	<ul style="list-style-type: none"> ・定性的な基準については、判断が分かれる余地がある。今後、具体的な基準を明示するか、誰が見ても明快に判断できる方法を明示すべき(審査者や人によって、判断が分かれるような事態は避けるように、基準を作成すべき。) ・「他団体と協働」というときの、「他団体」の定義がわからない。一人の個人が任意団体を名乗り活動する場合もあるが、「他団体」として認知されるのか。
対応困難	4	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金額と寄附者数のいずれも認定基準より低くすることは反対。 ・寄附者を募らなくてもボランティアを50名確保すればクリアしてしまうのはおかしい。 ・申出のタイミングよりも前である実績判定期間において「公開していること」を確認するのは、不可能ではないか。ちぐはぐに思われるので、この項目は削除するか、もう少し意味ある規定にしては。
その他 (例：施策の体系外の意見等)	11	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準については賛意を示すとともに、より多くのNPOが活動できる基盤となってほしい。 ・悪意をもってこの制度を利用しようとする方への対処について検証し、性悪説に則った上での基準作成を。 ・更新をしないことにより法人の名前が消失した場合に、信用力の低下を招かないような施策を並行して実施すべき。 ・指定しない決定がされた場合、どのような異議申立て方法が用意・適用されるか。
計	21	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○	○		

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。

参考：H22実施結果 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=127691>